

防犯キャンペーン行われる

東中神駅南口・昭島駅北口



写真右より自転車にひったくり防止カバーを取り付ける防犯会員(10.15 東中神駅)・キャンペーンに一役買う警視庁のマスコット「ピーボ君」(10.18 昭島駅)・ひったくりの実演風景(被害者は携帯に夢中。バックも通路側に肩掛けしているため背後から来る犯人に気づかず簡単に盗まれてしまう)(同)・駅の落書き消しを行う防犯会員他)(同)

昭島警察署・昭島防犯協会による防犯キャンペーンが10月15日(火)、18日(金)に東中神駅と昭島駅で行われました。両日で昭島警察署員・防犯会員・他関係者70名が参加。道行く人たちに「振り込め詐欺、ひったくり、空き巣ねらいなどに気をつけましょう!」と呼びかけを行いました。

No. 054
(発行日)
2013.11.15
(発行責任者)
防犯宮沢支部
関根富士夫
(電話)
042-543-9085

急増する「送り付け商法」(ネガティブ・オプシヨン)

高齢者を中心に被害者が急増している「送り付け商法」(ネガティブ・オプシヨン)とは、注文していない商品を、勝手に送り付け、その人が断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求する商法です。(警視庁)

全国の消費生活センターや国と連携する国民生活センターによると、送りつけに関する相談件数は平成19年度の1767件から、年々増加。24年度は1万2977件と一気に増えた。

全体に占める60歳以上の相談件数は80.5%。被害の7割超は高齢者でこのうち8割が女性。

その商品は健康食品・医薬品(この2商品で9割を占める)・書籍・魚介類・雑誌・ビデオ・DVD等があり、価格は数千円〜数万円程度の物がほとんど。

- 〈こんなときは〉(警視庁)
- 商品を返送する意思がある場合 → 送り返す
 - 商品を返送する意思がない場合 → 送り返さなくとも問題はない。

商品を受け取った日から14日間経過したとき、または引き取りを請求してから7日間経過した場合は処分しても大丈夫です。ただし、期間経過前に商品を使用したり、消費した場合は、購入を承諾したものとみなされますので注意してください。



警視庁防犯スローガン

* 2面「ぶらりわが街 宮沢界限」